

法務研究財団助成金 研究結果報告書

提出日:2026年9月15日

第174号研究

テーマ:嗜癖・嗜虐傾向のある困難事案の刑事弁護に関する調査研究

研究実施期間:2024年2月1日～2026年1月31日

研究主任:指宿信(成城大学法学部教授)

研究活動の概要:

本研究では、嗜癖や嗜虐傾向のあるクライアントの事案を「困難事案」と呼び、そうした被疑者被告人に関わる刑事弁護の方法論を考究し、専門家との協力を踏まえた刑事弁護に関するガイド作りを目指す。困難事案における刑事弁護固有の難しさは従来も認識されていたところであるが、どのような症状に対してどのような専門知識が必要となるのか、そのための窓口や連携先の紹介等わかりやすい体系やガイドは存在していない。そうした実情に光を照らすようなプロジェクトとなることを目指す。

本研究の背景事情としては、国家的レベルでの再犯防止に向けた政策が展開されているところであり、2023年には第二次再犯防止推進計画が採択され公表されたこと、2025年6月に刑法が改正されて「拘禁刑」に「懲役刑」が改められた。改正には、「罰する」ことを目的とした刑のあり方が変わり、労役を義務付けるのではなく更生支援のプログラム参加の機会を確保しようとする狙いがある。社会的にも嗜癖・嗜虐傾向のある困難事案における刑罰のあり方が大きな社会的関心となってきていることから刑事弁護においてもそうした事案への取り組みが求められる時代になっている。

研究活動

2024年2月13日 千葉刑務所参観(犯罪被害者の心情を考えるプログラム傍聴)

2024年2月23日 台北大学法学部(台湾、台北市)講演「治療的司法と日本における高齢者犯罪対策」(指宿信(研究主任))

2024年3月9日 治療的司法研究会 第43回研究会(於 志摩 LABO、三重県)

「『アジール』をキーワードに、トークセッション 今の司法・矯正・社会を『アジール』という視点から問い直す」

話題提供者:市川岳仁氏(三重ダルク代表)・中田雅久弁護士

ファシリテーター・司会:菅原直美弁護士

2024 年 9 月 13 日 治療的司法研究会 第 4 4 回研究会（於 東京大学）

「刑事司法制度の限界を乗り越える～過剰なプロフェッショナリズムを考えて～」

司会兼ファシリテーター：丸山泰弘教授（立正大学）

企画趣旨：ディミトリ・ヴェノヴェルベッケ教授（東京大学）

話題提供者 1（刑事司法への想いと他の専門職へ）と未来への希望（刑事弁護）：

芝崎勇介弁護士（東京弁護士会）

話題提供者 2（刑事司法への想いと他の専門職へ）と未来への希望（ソーシャル・ワーカー）：戸井宏紀教授（東洋大学）

話題提供者 3（刑事司法への想いと他の専門職へ）と未来への希望（援助職）：岡崎重人（川崎ダルク）

2024 年 10 月 14 日 治療的司法研究会 第 4 5 回研究会（於 立正大学）

「アメリカにおける問題解決型裁判所の機能と実務」

話題提供者：Brian MacKenzie 氏（元米国裁判官）・David J. Wallace 氏（米国検察官）

司会：丸山泰弘教授（立正大学法学部）

2025 年 3 月 1 日 治療的司法研究会 第 4 6 回研究会（キャンパスプラザ京都、京都市）

「少年院における矯正医療」

話題提供者：中野温子氏（浪速少年院医師）

ファシリテーター・司会：菅原直美弁護士

2025 年 8 月 1 日 治療的司法研究会 第 4 7 回研究会（成城大学）

「日本型 DV コートを目指して：家庭裁判所を中核とする、回復と変容の司法」

話題提供者：宮園久栄教授（東洋学園大学特任教授）

2025 年 9 月 26 日 治療的司法研究会 第 4 7 回研究会（成城大学）

「共同親権時代における『インティメート・テロリズム』としての DV への対応」

話題提供者：キャロル・ローソン教授（東京大学法学部）・長谷川堅司弁護士

2025 年 12 月 12 日 治療的司法研究会 第 4 8 回研究会（立正大学）

「拘禁刑導入後の矯正施設内の指導について」

話題提供者：田村勝弘氏（川越少年刑務所）

研究会報告

アメリカの問題解決型裁判所の機能と実務

—アメリカの司法関係者から聞く—

2024年10月14日・立正大学

ファシリテーター：丸山泰弘氏（センター客員研究員・立正大学教授）

登壇者：デイビッド・ウォレス（David Wallace）氏（米国ミシガン州検察官）

登壇者：ブライアン・マッケンジー（Brian MacKenzie）氏（米国ミシガン州元裁判官）

通訳：水藤昌彦氏（山口県立大学教授）

丸山泰弘：本日の司会を務めます、立正大学の丸山と申します。私は2001年ぐらいに、ドラッグコートの研究を始めたんです。ゼミで発表するために。そのときに日本語で紹介された資料が1つか2つくらいしか無かった。それをゼミで報告したときにたまたま、アパリという薬物依存症の被疑者被告人をサポートするNPOの尾田さんという人が聞いておられた。報告したら僕はほめられると思っていたんですね。日本に全くない制度を学生が紹介したわけですから。ところが、尾田さんは、「なぜアメリカがこうなっていると1つか2つの論文で言えるのか」と怒り出して。

それで、僕はそのまま心折れることがなく、「じゃ、今すぐアメリカに見に行けばアメリカのことはこうですって言うていいんだな」と思って、すぐアメリカに行ったんです。それが2002年だったんですけど、そのときに初めてカリフォルニアでドラッグコートの裁判官だったPeggy Horaさんっていう方に会いまして。その彼女が僕のことをすごく可愛がってくださって、その後ずっと20年以上にわたりいろいろサポートしてくれました。

その後僕は2年間カリフォルニア大学バークレーに研究に行ったんですが、その間も、彼女は「子どもの緊急連絡先として私を登録してくれていいよ」って言うてくれたり。ほんとにアメリカンマム（アメリカの母親）だったし、彼女は僕のことを「ジャパニーズサン」と呼んで何でも助けてくれたんです。残念なことに、COVID-19ときに、Horaさんは亡くなってしまいました。すごく悲しかったし、その、アメリカとのつながりとかサポートももう得られなくなって寂しいなと思ってた。そんなときに、そちらに座っておられるDavid Wallaceさんが僕に「Are you Peggy's son?」ってメールをくれたんです。Peggyさんが、あらゆるところで「私には日本の息子がいる」って言うていたと伝えてくれたのです。

今日来られているDavid WallaceさんとBrian MacKenzie判事がPeggy Horaさんと3人でJustice Speakers Instituteという、問題解決型裁判所（problem solving court）とか治療的司法（Therapeutic Justice）の理念を広めていく活動を始めていると伺いました。

そして、Peggyが亡くなった後に僕にご連絡をくれて日本に会いに行きたいって言うて来てくれたんです。彼らは日本に、観光と僕に会いに来る目的だったんです。でも、せっかく

こんな2人が来るのはもったいない、研究会をやりたいと思ったんです。

こうしてこの分野に興味のある人たちに集まってもらって、こういうミーティングを開くことになりました。

ちょっと前置きが長くなりましたけども早速はじめましょう。

David Wallace : こんにちは。今日は、皆さんとお会いできて大変うれしいです。私は、今からもうかなり昔になるんですけども、先ほど丸山教授のお話にあった Hora 判事と、検事や判事と共に「Justice Speakers Institute」という団体を設立しました。

この Justice Speakers Institute というのは、私の、楽しみのためにやってる仕事であって、本職は検察官です。今 35 年目になります。

それと共に、皆さんご存知の通り、ドラッグコート（薬物専門法廷）、あるいは問題解決型裁判所で働く専門職のための団体にも加入していきまして、ワシントン DC にある、その団体でも活動をしています。つい最近では、ミシガン州で問題解決型裁判所で働く専門職のための団体の会長に選ばれました。

あと、趣味として写真もしていますので、日本に来て写真をたくさん撮って楽しんでおります。

Brian MacKenzie : 私の名前は、Brian MacKenzie と申します。引退をした元判事で、今から 10 年ほど前に引退したんですけども、先ほどから紹介されている「Justice Speakers Institute」の創設者の 1 人です。この Justice Speakers Institute が何をしているかということなんですけれども、この団体は世界でも稀に見る非常に珍しい試みだと思うんです。組織として講演であったり講義であったりコンサルテーションであったりカリキュラム開発といった活動を、世界的に行っている団体です。

基本的にはアメリカでの活動が多いですが、他の国、例えば最近であればオーストラリアで問題解決型裁判所に関する講義等をおこなったりしました。基本的にはドラッグコートですとか、問題解決型裁判所に関する問題を取り扱っています。

本題に入る前にですね、今日皆さんとご挨拶をすることができてありがとうございます。感謝申し上げたいと思います。そして、丸山さんにはこのような機会を用意していただいたことについて感謝したいと思います。

この Institute ですが、参加しているのは多岐にわたっていきまして、裁判官、検察官、弁護士、それからさまざまなセラピー専門職や保護観察官であったり、心理士、あるいは医師といったような多岐にわたる職業の人たちが加入しています。

我々のこの組織として到達しようとしている目標は、この世界の中における正義の実現を目指しています。

そして、この Institute に参加している人たちはほぼ全員が、アメリカでいうところのトリートメントスペシャリティコート（治療を伴う法廷）すなわち治療的司法に特化した裁判

体に関わっているということになります。

これまでの先行研究の結果を見ると、こうした特別な裁判体というのは、特に依存物質に関する問題を抱えている人たちに対処をするという意味では最も有効性の高い取り組みだということが分かっています。

私自身、3つの異なる種類の、こういった法廷の主席裁判官として、活動をしてきました。1つは飲酒運転に関する法廷（問題運転法廷のこと Under Influence Court）それから、2つ目が大麻に関する法廷（薬物専門法廷。Drug Court）。そして、3つ目が退役軍人に関する法廷（退役軍人法廷。Veterans Court）になります。

特にアルコールに関してはミシガン州には「Drug and Sobriety Court」¹（薬物・飲酒法廷）という名前の法廷がありまして、ここに関する調査を見ますと、再犯率を非常に大きく低減をさせるという結果がもたらされていることが分かっています。

今お話をした研究については、オンラインで入手することも可能ですし、必要であればデイベットか私にコンタクトしていただければ、その論文を差し上げることもできます。

アメリカでは飲酒運転の再逮捕率は、大体3分の1程度に上ります。ですので、飲酒運転で検挙された人の3分の1程度が再犯者と認識されています。そして2回目の逮捕は大体、飲酒運転で検挙された人の50%程度が、2回の逮捕を経験するという状況になります。これらの人たちの多くは、アルコール使用障害の症状に苦しんでいるということであろうというふうに考えられています。

私自身が担当していた問題運転法廷に関して言うと、この2回目の違反、2回目の飲酒運転をする被告人に焦点を当てまして、その結果としてその再逮捕率が10%程度まで低減されたという実績があります。

問題運転法廷の進め方ですが、判事だけではなくチームとして裁判官、検察官、弁護人、そしてセラピスト、保護観察官、コミュニティの中にいる方（例えば警察官など）などを巻き込んで、チームとして、対処しています。

David Wallace: そのチームという面で言えば、私自身は検察官ですが、今日この研究会に、弁護士の方も参加をされているということで、やはり両者の関係というのは感情的にはありませんけれども、どうしても敵対的なものになっていきがちです。

¹ 2017 会計年には 2,914 人のプログラム受講者を受け入れ、1,814 人（62%）がプログラムを修了している。31%はプログラムからの脱落、再犯での逮捕、逃亡等によって未修了、7%が任意のプログラム辞退者であった。プログラム修了者の再逮捕率については、成人薬物事案で 6%（通常裁判の場合は 22%）、飲酒事案で 3%（通常裁判では 16%）と、通常裁判コースと比べて効果がとても高いこと。もっとも、少年の場合は 21%と通常裁判の 29%と比べて低く抑えられているものの劇的な効果には至っていない。

[https://www.house.mi.gov/hfa/PDF/Judiciary/Judiciary Subcmte Testimony Problem Solving Courts 3-7-18.pdf](https://www.house.mi.gov/hfa/PDF/Judiciary/Judiciary%20Subcmte%20Testimony%20Problem%20Solving%20Courts%203-7-18.pdf)

ですが、こういったドラッグコートでは、弁護士、検察官、そして判事が、トリートメントを提供するプロバイダー、そして保護観察官などと共に、問題にアプローチをします。その問題にアプローチするに当たっては、そこにいる被告人が何らかのアルコールであったりドラッグであったりという問題に苦しんでいるわけですから、それをどうやったら止めることができるのか、それを止めることを援助できるのかという観点から、チームとして検討していくということになります。

その意味で言うと、こういった活動というのはわれわれにとっても褒賞的な部分があるというふうに感じています。どういうことかと言うと、こういったドラッグコートのプログラムを被告人が無事に終えることができれば、被告人がそのようなところまで到達ができるというのは、検察官にとっても、裁判官にとっても、褒賞となるような経験だというふうに考えているのです。被告人を拘禁施設に送り込むことに比べれば、そのような形で本人が問題から回復をしていくというプロセスを見ることができるのはとても喜ばしいことだからです。

この裁判所について1つ重要なポイントがあります。それは、われわれ、こういった関係者がチームとして共に働くわけですが、最終的な決定権は常に判事が持っているということです。判事が最終決定をする。ですので、そういう意味で言えば、われわれは、共に働いてはいるわけですが、もともと裁判制度というものを考えれば裁判官が判断者であるべきですし、そのような形が保たれるべきだと考えています。私は必ずしもそれが好きではありませんが、制度としてそのような形であるべきであるというふうに考えますし、裁判官は、最終的に決定するに当たっては、さまざまな情報というのを手に入れて、それらを比較考慮して、最終的な判断をするということになります。

Brian MacKenzie : ですので、こういった裁判所では、裁判官が、チームのメンバーがもたらすさまざまな情報というのを全てまとめていくということになります。それぞれのチームのメンバーに耳を傾けるということになります。私が理解しているところでは恐らくこういった過程というのは日本人の国民性に照らすと、日本の方が簡単にというか、日本の方がそこは難易度が低くそういったことができるのではないかなというふうに思います。

われわれは、裁判官がする決定に当たって、心理学的な側面からのテストを用いています。これは薬物の依存のレベルがどの程度の深刻度のものなのかということ来判断するために用いられているツールで、これを使ってその被告人に対してどのようなアプローチを用いるかというのを決定していきます。

そのときに用いる方法なんですけれども、まず1つは治療（トリートメント）を確実に受けられるような状況を作ることがあります。特に、オピオイドの使用の場合には薬物療法が有効であるということが先行研究によって明らかになっていますので、ただ単に止めるというふうに説得するだけではなく、そこに薬物療法をきちんと組み込むことが効果が高いということが分かっています。

それと共に組み合わせるのが、アルコールあるいはドラッグの検査です。そこに一定のインセンティブ（動機づけ）と罰というのを組み合わせていくということになるんですが、先行研究によれば、罰則を科すよりもインセンティブを設ける方が行動の改善にはつながりやすいということが分かっている、両者を比較するとインセンティブの方が4倍効果が高いということが研究では分かっています。

David Wallace：刑事司法システムの中で働いている検察官として言えることは、検察官として罰を与えるという、典型的には拘禁をするということですが、これに慣れ親しんでいるわけで、罪を犯した人に対して罰を課す。

一方で起訴された人も、それに非常にある意味慣れてしまっていて、なんなれば、それがある意味予期している。自分は何かしら罰を与えられるだろう、と。それで多くの場合、それは刑務所での拘禁になるだろうと彼ら自身も予期しているわけです。

ですが、ドラッグコートにおいては、治療を受けることに対しても、報酬や何らかの報酬、褒美が与えられる。このことの方が罰を与えるよりも効果的であるということが分かっている。つまり、罰を与えても、どうすれば正しいことをすることにつながっていくのか、あるいは今の状況を変えることにつながるのかということを被告人が学ぶことにはなりません。それよりは、インセンティブを与える方が、問題（犯罪）行動の変化につながる。しかも、そのインセンティブは必ずしも大掛かりなものである必要はなく、例えば、裁判官からよくやったという声をかけられるといったことでもいい。ただ裁判官からそういったような肯定的な声かけをされるということ自体はもともと被告人自身予測していないようなことなので、そういった些細なことでも何かしらのポジティブな、積極的な働きかけを被告人に与えることが有効だということが分かっています。

今までの話をまとめると、ドラッグコートというのはチームで共通のゴールに向かって、専門職が協力する。そのときに被告人に対してポジティブな対応を用いることによってその人の行動の変容を目指す。行動の変容という利益が得られるというところが通常の裁判所と違います。

一方で、検察官として考えるのは、「こういったような問題解決型裁判のドラッグコートの仕組みというのが全ての被告人に対して適当であるか」ということです。まあ、一概にそうとは言えないというふうに考えています。特に、重大な犯罪を犯した人であったりとか、非常に強い怒りの感情を持っているような被告人、そういったケースでこういったようなやり方というのが適切かというところとそうとは言えないと思います。その意味ではですね、薬物依存症のような依存性の問題を抱えている被告人に対しては非常に有効なやり方ではないかと考えています。

これは悲しむべきことなんですが、アメリカにおいては、アルコールやその他の薬物に関する問題が非常に深刻です。ですので、こういったようなドラッグコートの取り組みというのが十分であるということではなく、われわれとしてはこのシステムをさらに広げていこう

と努力しているところです。それによってより多くの人々の生活に変化をもたらす、あるいはインパクトを与えるということができればと思っています。ただこのやり方では、裁判所は一人一人の人に対して対応していくという方法ですので、スピードとしては非常にゆっくりしたものになるので、少しずつそういった変化を起こしていけているのではないかと考えています。

Brian MacKenzie：今のデイビットさんのお話に関連してなんですが、丸山さんから事前に頂いた質問の中にこういったようなものがありました。問題解決型裁判所が抱えている問題とは何ですかという質問です。

丸山：彼らのポッドキャストに僕が参加したときに僕が書いてる論文に問題解決型の裁判所が解決すべき問題とは何かという論文を過去に書いたことがあるので、あなた、そういう論文を書いているけど、その問題とは何ですか、みたいな質問をされました。

Brian MacKenzie：丸山さんが論文に書かれていた問題解決型裁判所が解決しようとしている問題とは何かという問いに関してお話をしていたときに、アメリカの問題解決型裁判所が解決しようとしている問題というのは、伝統的にアメリカの刑事司法システムが解決するようにデザインをされていない問題だと答えました。アメリカの刑事司法システムとしては、被告人が抱える問題の解決が必ずしもできてきてはいないところに目を向けるということではないかと思ってまして、そのことを、日本にいる研究者がその質問をされたっていうのを私は非常に興味深く聞きました。

そういう意味で言うと、アメリカの問題解決型裁判所に関してわれわれがこの Justice Speakers Institute を通じてお伝えをしたいと思っていることは、より多くの目がこの手続きの中に入ることによって、被告人の抱える問題を解決する上で彼らの行動の変容がより良いものになってくるということです。

それを伝えることが、今回われわれが今日ここへ来させていただいている理由のひとつです。

ぜひみなさんと、今後も、連絡を取り合っていければと思っています。

今日ここにいらっしゃる皆さんは何らかの形で、Therapeutic Justice 治療的司法に関わりがある方が来ていらっしゃるというふうに聞いたんですけども、デイビッド・ウェクスラー先生の論文とか著作を知っていらっしゃる方もいらっしゃるのかなと思います。

ウェクスラー先生とは、友人関係にありまして、ただお互いの主張の上では、いくつかの相違というのがあって、それは恐らくウェクスラー先生は理論家であり私は実務家なので、その視点の違いに起因するのではないかなというふうに思ってます。

私自身が思うのは、ドラッグコートが進展していくに従って、私自身が、判事としていかに実務に携わるかというところも変化してきたのかな、というふうに感じています。

David Wallace : 私自身も検察官としての実務も変わってきたのかなと感じています。

Brian MacKenzie : ドラッグコートの判事を務めるようになるまでに私にはいくつかのあだ名が付いてまして、「ダークマッケンジー」というニックネームとか、「マッキジラー」というあだ名も付いてました。どちらも強面っていうイメージですね。ですから、今回、新宿にあるすぐ目の前にゴジラ像があるホテルに泊まれたのでとてもうれしいんです（笑）。

しかし私は、ドラッグコートで働いている中で、いわゆる恐怖というのを道具として用いるというのがそれほど効果的ではないということを知るに至りました。それと共に考えるようになったのが、「手続き的公正さ(procedural justice)」ということです。

手続き的公正さという概念については、アメリカでは、ヴァーナ判事がこの考え方についての論文を執筆をされていて²、この手続き的公正というのは基本的には手続きにおいて、人々が公正に扱われた方が結果的に得られる結果というのはより良くなっていくということです。研究によって明らかにその傾向があるということが裏付けられています。

この手続き的公正には4つの原則があるとされています。1つ目はボイス（声）です。この意味については後ほどご説明します。2つ目は、中立的な立場を取るということと、3番目には、相手に対する尊厳を示すということ、4番目が信頼に裏付けられた権威ということになります。

1つずつご説明をしていきます。まず1つ目のボイスです。被告人が法廷において、その手続きに参加ができる力を持つということです。これは、裁判官に対して被告人が発言をする、声を上げる力を高めることが、本人からの協力であったり裁判所の命令に対して従うことであったり、その手続きに対する満足感を向上させる効果があるのです。これが、4つの原則の中では最も重要なもので、これがあることによって残りの3つに良い影響を与えていくというような関係にあります。

2番目の中立性ですけれども、これは被告人から見て裁判官が公正であって、バランスの取れた立場を維持しているということです。訴追側と弁護側両者の立場に対して公正なバランスの取れた立場を裁判官が維持してるということです。

裁判官が中立性を保っていると感じている被告人というのは、裁判の結果を受け入れる可能性がより高くなる。その結果は場合によっては本人に対して非常に不利な内容になるかもしれませんがそれを受け入れる可能性というのが高まります。

3番目の、尊敬を伴う相手に敬意を持った取り扱いをするというのは、日本において非常に励行されているように感じますし、アメリカはそれに比べるとこういった慣習というのが弱いように感じています。

² Jody Clay-Warner, "Perceiving Procedural Injustice: The Effects of Group Membership and Status", *Social Psychology Quarterly*, Vol.64, No.3 (2001), pp.224-238.
<https://www.jstor.org/stable/3090113q>

ちょうど昨日、ホテルでコンシェルジュの人にレストランに向かうタクシーを依頼したんですね。そしたらそのコンシェルジュの女性がタクシー乗り場まで私たち 2 人を案内して、タクシーに乗って自分たちが出発をした後にデビットがちょっと振り返って見たら、その彼女がまだ頭を下げていた、と。アメリカではこう言うことは絶対それは起こり得ません（笑）。

ここでいう尊厳を伴った取り扱いというのは、今申し上げたような相手に対する丁寧さというか、そういうこととはまた違ってまして、また違った立脚点から見るものなんです。

ここでいう、尊厳を伴った取り扱いというのは、その被告人に対して、その被告人が、誰であるか、その人自身であるという点を尊重するということになります。

それは、その人の権利が守られるということですし、アメリカにおいては権利というものが非常に重要視をされているというところでもあります。

最後に、信頼に基づく権威ということについてお話をします。

これは、システムがその被告人のことをケアしているということ、そして、法廷にいる人たちというのが、本来的な意味でその被告人が変化をしていくのを助けようとしているという感覚が得られることになります。

システムは、その人にとって、正しい意味での結果をもたらすように努力をしているという意味において、信頼をされているということになります。

これら 4 つを組み合わせることによって、その 4 つが正当性をもたらされます。だから、これら 4 つが組み合わさることで正当性をもたらされれば、被告人も下された判決というのを受け入れるという意思につながっていくということになります。

研究で、訴訟当事者の満足度に関する研究というのがあるんですけども、アメリカでも日本でもいいんですけども、皆さんが思われる訴訟当事者の満足につながる要素とは何だと思われますか？

その裁判において勝つということが満足であるというふうに思われる方どれぐらいいらっしゃいますか？

相手方が負けるということに対して満足感を得るというふうに考える方ってどのぐらいいらっしゃいますか？

結果を申しますと、そのような訴訟の結果によって満足度が変わるということよりも、先ほどの手続き的な公正が保たれているというところで、その法廷に携わった個人というのが手続きの中で公正に扱われているというところが一番満足度につながっていくとされています。

アメリカで行われた調査では回答者の 81% が、手続き的公正が満足につながるというふうに答えています。

ですので、手続き的公正が保たれた法廷、裁判所というのが、より効果的でありまして、ある人が裁判所が下した命令に対してそれを重視する率ですとか、それから、保護観察の条

件に違反をしないとか、再犯に至りにくいとか言うことが、結果として公共の満足につながっていくというような意味で、そちらの方が効果的であるとされています。

そこから派生するんですけども、再犯に関して私が大事だと考えるのは、一番最初に申し上げたボイスの部分です。被告人による発言です。

多くの人は、裁判官が被告人とどの程度の時間を過ごすかっていうのはあまり関係ないだろうと思えるかもしれません。

でもそれは間違っています。

調査によれば、裁判官が3分以上の時間を被告人に費やすということができれば、基本的には再犯というのは、倍以上の率で低減するというふうにされています。

これは、今3分と言いましたが、例えば5分から6分、6分から7分、8分以上と、過ごす時間が長くなっていけばいくほど再犯率に対する影響というのは良い影響を与えるというふうになっています。これは私の私見というわけではなくて、実際にこのような調査がされているということです。

アメリカの感覚で言えば、非常に事件をたくさん処理している裁判の場で3分間というのは永遠に近いような時間ですし、8分なんていうのはもう考えられないぐらい長い時間ということになります。

ですが、この時間の長さとは別に、このボイス、つまり、被告人が声を上げることができるというのは、たとえそれが、3分という時間であったとしても、それによって得られるものというのは非常に大きいというふうになります。

なぜだと思われますか？

それはなぜかということ、ボイスが入ることによって両者の間に対話が成立をするからです。そのボイスがあることによって、被告人が自分の声に裁判官が耳を傾けたというふうに感じるからであって、そのため、このボイスというのはほかの3つの基盤になるものだというふうになっています。

私がまだ戦闘的な判事であった時代、私はやっぱり間違っていたんだなというふうには考えています。私の判事としての実務というところを変えた非常に大きなきっかけということが今なら言えると思います。

なぜなら、恐怖を与える代わりに、手続き的な公正を保障することの方が、より効果的ですし、より良い結果をもたらすことができるということを学んだからです。

それから、われわれが学んだことといえば、薬物専門法廷に関して先ほど、インセンティブと罰を比べれば、インセンティブの方が4倍効果が高いという話をしましたけれども、そうした問題解決型裁判所を別にすれば、アメリカの裁判所においていわゆるインセンティブということが用いられることはほぼないという事実があります。

ということは、伝統的なアメリカの裁判所、裁判体というのは、問題解決型裁判所に比べると、手続き的な公正性というところでは、比べようもないというふうに言えると思います。

David Wallace: 検察官としての経験をお話をする、薬物専門法廷の仕組みが始まる前は、システムとして、例えば飲酒運転をした人に対してどのように対応をしていたかといえば、裁判官が飲酒運転をした人に対して、今回は飲酒運転というミスをしたのだなと知るだけです。実際には、その被告人には恐らくアルコール依存症の問題があるということなので、再逮捕に至ってしまうわけですね。再犯して司法システムにまた戻ってくる。

そうすると今度は検察官として何と言っていたかという、その人は良くない人なんだということを主張してより重い罰を求めるということで、拘禁刑を求めるということになりました。

もちろんそういったやり方というのは効果的ではありませんから、3回も4回も5回も再犯を繰り返してまた法廷にやってくるようになります。そうすると、その度に、より重い罰を求めていくということになって、より長い刑期を求刑するということになります。こういったような対応というのはそもそものその人の問題というのを明らかにしてそこに取り組むということではありません。先ほどのようなボイス、本人にきちんと自分の状況について話ができるような状況を作って、被告人と話をする。そして、本当の意味で被告人の中で何が起きているのか、被告人の周りに何が起きているのかということをはっきりとすることが求められるのです。

これを可能にするためには時間も必要ですし、それなりの努力も求められますし、さまざまな労力もかかるということになります。それは検察官でもそうですし、弁護人も、裁判官も、そして治療を行うものも先ほど紹介したチームとしての取り組みということになります。そうすることで、やっと被告人に変化をもたらすことができます。そのための仕事は決して楽なものではありません。しかし、これは被告人自身にとっても楽なことではないので、何かを変化をさせるという被告人自身にとっても、大変なことだと思います。

Brian MacKenzie: 多くのこういったようなトリートメントコート、治療型の裁判所に勤務をしている裁判官というのは、先ほど申し上げた手続き的公正ということを経験し意識することなく、その手続き的公正の実務を行っているという現実があると思われます。

研究によれば、こういったような手続き的公正を用いている裁判官、それからそうではない裁判官というのが同じドラッグコートで実務を行っていたとすると、手続き的公正を考えて実践を行っている裁判官の下では再逮捕率が53.8%低下している。それから、異種の再逮捕全体についても14%減少していると評価されています。

それから、薬物使用というところに関しては、28.1%、何日ぐらい薬を使ったかという日数が28.1%減少するという効果が見られています。ですので、この手続き的公正というのは非常に重要な側面があると思います。

また、この手続き的公正についての興味深い点というのは、手続き的公正をドラッグコートの中で適用し始めると、その裁判官はその他の裁判体においても、同じ原理を用いるようになってきます。そうすると、一般刑事裁判、それから民事裁判においても、より良い結果が

もたらされるということになります。例えば民事訴訟においては一方当事者が敗訴をしたときに、その敗訴の結果について受け入れるようになるという変化が見られます。

丸山先生：昔のドラッグコート判事というのはかなりリベラルな人たちばかりでした。で、最近の問題解決型裁判所の会合とかを見ると、かなりコンサバっぽい人もドラッグコートの判事なんですよ。で、この人たちもそういうふうになるのかと思うと、リベラルの人がそうなのは当然だと思います。

Brian MacKenzie：今のご発言に関して言うと、保守的な判事も、手続き的公正についてはやはりかなり取り入れてるというふうに思います。それはなぜかという、手続き的公正というのを適用すること自体は恐らくその人個人の価値であったり哲学であったりに触れることなく、その手続きを公正にしていくという形で実務に反映することができるからです。

そうすると、一旦これを適用し始めると、実際これが効果的であるということを実感するわけですね。それが実感として見えてくると、このやり方はいいなということで積極的に取り入れるようになって、そうなってくると自分たちの仕事がある意味楽になる、そういうところで多くの裁判官が進んで取り入れるようになる。

例えば、保護観察違反が 50%減少するということが裁判官の、個人的な裁判官の視点から見て何を意味するかと言え、それだけその事件ファイルに触れなくて済むわけですね。つまりは裁判官から見れば、その分仕事量が減っていくということの意味するわけです。

丸山さんを日本の息子とおっしゃっていた Hora 判事は私の友人でした。われわれのパートナーでもありました。1999 年に Hora 判事は自身が学ばれた大学の法科大学院から、Therapeutic Jurisprudence に関する最初の、非常に主要な論文を刊行されました³。

その論文の中で、先ほど申し上げたようなこういったようなドラッグコートの原理というのが十分に認識されることなく裁判の中で用いられているかについて論じられています。

Hora 判事は、残念ながらもう亡くなってしまったんですけども、Hora 判事が残された著作は、今でも大学ですとか裁判所や、そしてこの日本の息子にも受け継がれているということだと思います。

実は、新型コロナウイルスの流行が始まる直前に、Hora 判事と共に日本に来る、京都のカンファレンスに来るという計画がありました。日本を見てみたいというのがあったんですが、同時に、今われわれが行っているような、こういった対話を日本の専門家の方たちとの間で始めていきたいという思いがありました。こうして実現できたことを心から喜んでいます。

³ Peggy F. Hora, William G. Schma & John T. Rosenthal, Therapeutic Jurisprudence and the Drug Treatment Court Movement: Revolutionizing the Criminal Justice System's Response to Drug Abuse and Crime in America, 74 Notre Dame L. Rev.439 (1999) .

(了)